

英語教材作成支援システム利用規約

本規約は、株式会社NHKエデュケーショナル（以下「NED」という）の提供する基礎英語LEADの利用に関するライセンス条件を定めるものであり、基礎英語LEADの利用ライセンス申請校（以下「対象校」という）による基礎英語LEADの全ての利用に適用される。

第1条（定義）

- 1 「基礎英語LEAD」とは、NEDが保有・管理する外部提供用英語素材データベース（以下「本DB」という）に収納された本素材につき、Webサイトを経由した検索、閲覧・視聴、複製を可能とする、英語教材作成支援システムをいう。
- 2 「本素材」とは、NEDが、中学校教育で必要な指導項目を踏まえ自己の裁量により選定する、英文スキットと、その日本語訳および英語の音声データの総称をいう。
- 3 「本ユーザー」とは、対象校に勤務する英語科の教員であつて、第4条に基づきNEDにより利用アカウントおよびパスワードの割当を受けた者をいう。

第2条（利用申請および契約の成立）

対象校は、本ユーザーをして基礎英語LEADの利用および本素材を利用した教材作成をさせるにあたり、予め本規約に同意のうえ、NEDに対し、「基礎英語LEAD利用ライセンス申請書」（以下「本申請書」という）を提出しなければならない。NEDが本申請書の記載に従い第4条に基づくアカウントおよびパスワードを通知した時点をもって、NEDと対象校との間に、本規約の規定に従った基礎英語LEAD利用ライセンス契約（以下「本契約」という）が成立する。

第3条（利用許諾）

NEDは、対象校に対して、本規約各条項の遵守を条件として、本ユーザーをして、対象校において実施する英語の授業教材を作成させる目的で、基礎英語LEADを利用させ、検索した本素材を視聴・閲覧させ、複製させて紙媒体の教材を作成させたい（作成された教材を、以下「本教材」という）、生徒に配付させること（本教材作成において必要

な編集を含む)を、非独占的に許諾する。なお、対象校は、本素材のうち、音声データについては、一切の編集・改変ないし本教材として配付をすることはできないことを確認する。

第4条 (基礎英語LEADのアカウントの管理等)

- 1 NEDは、自己の裁量により指定する方法により、本申請書記載の各本ユーザーに対して、基礎英語LEADの利用アカウント、およびアカウントごとに設定したパスワードを割り当て、対象校に対してこれを通知する。
- 2 対象校は、NEDから提供を受けたアカウント1つにつき、1名の本ユーザーによる利用に限定するものとし、かつ本ユーザーのアカウントおよびパスワードに係る情報は、当該本ユーザー以外に開示されないよう、自らないし本ユーザーをして、厳密に管理(利用するPC等の端末の適切な管理および処分を含む)を行うものとする。上記にもかかわらず、対象校は、アカウントの不正利用を認識した場合、すみやかに、NEDに通知するものとする。
- 3 対象校は、所属する本ユーザーの人数に増減が生じた場合、すみやかにNEDに対して、その旨を通知するものとし、かつ、減員の場合には、当該本ユーザーをして、直ちに本素材の一切の利用を中止し、NEDから提供された資料、本教材その他本素材を含む資料およびデータを、廃棄もしくは消去させるものとする。
- 4 NEDは、各本ユーザーによる基礎英語LEADの利用状況について、アクセスログを取得し、解析することができ、また、特定のアカウントの不正利用または著作権侵害等の権利侵害行為を認識した場合、当該アカウントを停止することができるものとする。
- 5 NEDは、前項に基づくアカウントの利用停止を実施した場合、対象校に対して、その旨を報告するものとし、対象校は、報告を受けたアカウントの利用状況に関する調査を実施し、NEDに報告しなければならない。

第5条 (NEDの業務の一部委託)

NEDは、対象校に対する基礎英語LEADのアカウント提供、対価の収受その他の本規約に定めるNEDの業務の一部について本申請書に記載された第三者(以下「販売店」という)に委託することができる。

第6条 (本素材の利用における条件)

- 1 対象校は、自らまたは本ユーザーをして、本素材が、NHKによって放送された公共放送の番組の素材であることに配慮し、NHKおよびNEDの番組制作に支障がないよう、かつ公共的な性格および本番組の趣旨・信用性を損なうことのないように十分留意の上で、基礎英語LEADおよび本素材の利用を行わなければならない。
- 2 対象校は、自らまたは本ユーザーをして、本教材の作成以外の目的で基礎英語LEADを利用してはならず、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の解析行為、プログラムコード等の複製ないし改変等、基礎英語LEADないし本DBへのウィルス攻撃等の不正行為を行ってはならないものとする。
- 3 対象校は、本素材を、自らまたは本ユーザーをして、対象校にて実施する授業のための本教材の作成の目的で利用するものとし、本素材を複製して新たなデータベースを作成するなど、上記目的以外に利用をしてはならない。
- 4 対象校は、自らまたは本ユーザーをして、本ユーザー以外の第三者に、基礎英語LEADないし本素材を利用させてはならない。
- 5 前項にかかわらず、NEDは、対象校に在席する生徒が、自己の学習のために、対象校または家庭内において本教材を閲覧することについて、予め承諾する。

第7条（対象校の責任）

- 1 対象校は、基礎英語LEADの利用開始に先立ち、対象校のインターネット環境における基礎英語LEADの利用可能性・動作等について、自己の責任において、検証のうえ必要な調整作業を行うものとする。
- 2 対象校は、本ユーザーによる本教材の作成にあたり、名誉毀損、著作権侵害等、第三者の権利侵害行為を行わせないものとする。
- 3 前項をさまたげず、本教材の作成は、対象校および本ユーザーの責任において行われるものとし、本教材について第三者との間で紛争が発生し、またはクレーム等を受けた場合には、当該紛争またはクレーム等が本素材の内容のみに起因する場合を除き、対象校は、自己の責任において解決するものとする。

第8条（免責）

- 1 NEDは、自己の裁量により適宜、基礎英語LEADの仕様・機能および利用方法、ならびに本素材の数量・内容を変更することができるものとする。

- 2 NEDは、基礎英語LEADの機能向上等の目的のため、基礎英語LEADの運用を停止することができるものとする。
- 3 NEDは、対象校におけるインターネット環境もしくは設備等の変更、本ユーザーによる利用態様、または、天災、通信障害その他の不可抗力による非常事態の発生もしくは発生の恐れがある場合等には、自己の裁量により、基礎英語LEADの運用を停止することができるものとする。
- 4 NEDは、基礎英語LEADの運用停止が生じた場合、原因の解明および早期復旧に努めるものとする。
- 5 対象校は、第2項および第3項に定める基礎英語LEADの利用停止、ないし本ユーザーの利用するコンピュータ等の設備の故障について、NEDを、免責するものとする。

第9条（対価）

対象校は、NEDに対し、本契約に基づく基礎英語LEADおよび本素材の利用許諾の対価を、販売店を通じて支払う。なお、価格、支払い方法は、別途対象校、販売店間で定める。

第10条（権利帰属）

対象校は、第3条に基づく利用許諾その他本規約の一切の定めにかかわらず、基礎英語LEADおよび本素材の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）を含む一切の権利は、NEDまたはNHKに帰属することを確認する。

第11条（保証）

対象校はNEDに対して、本規約の規定に従い本契約を締結し、履行するために必要な法律上の権利を有することを保証する。

第12条（瑕疵担保責任）

- 1 対象校は、本素材にスペルミスまたはデータの破損等の瑕疵を発見した場合、その内容をNEDに対して通知するものとする。NEDは、かかる通知内容を本素材の瑕疵と認めた場合、当該瑕疵の修正を行うものとする。
- 2 NEDが、対象校に対して負う瑕疵担保責任その他一切の責任は、前項に定める範囲に限られるものとする。

第13条（報告）

NEDは、本契約期間中いつでも対象校に対し、本素材の利用状況、その他NEDが必要と認める事項の報告を求めることができ、対象校は、すみやかにこれをNEDに報告する。

第14条（損害賠償）

対象校は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、NEDに対し、当該違反により生じた損害の賠償の責めを負うものとする。ただし、自己の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

第15条（秘密保持）

- 1 対象校は、本契約の締結・履行に関連して知り得たNEDの秘密、NEDの業務上の情報および第三者の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって厳密に管理するものとし、本契約の目的を超える利用、ないし第三者に開示・漏洩をしてはならない。
- 2 前項にかかわらず、対象校は、本ユーザーその他の本規約に基づく業務のために秘密情報を知る必要がある業務従事者に対して、前項の秘密保持義務と同等の義務を課した上で、秘密情報を開示することができる。この場合、対象校は、秘密情報を開示した業務従事者の行為について一切の責任を負うものとする。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

対象校は、事前にNEDの書面による承諾を得ることなく、本契約から生じる権利、義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡、承継その他の移転をすることができず、または担保に供してはならないものとする。

第17条（再許諾の禁止等）

対象校は、NEDの事前の書面による承諾を得なければ、第3条により許諾された権利を第三者に再許諾することはできない。また、対象校が、基礎英語LEADまたは本素材に関する業務委託を行った場合、対象校は、委託先に対して、本規約上の自己の義務を遵守させるものとし、委託先の行為について、NEDに対して一切の責任を負うものとする。

第18条（期間と更新）

- 1 第3条の利用許諾期間は、本申請書に定める。
- 2 第3条の利用許諾期間が期間満了または解除により終了した後も、第7条3項、第8条5項、第9条ないし第12条、第14条ないし第17条、第19条5項、第20条ないし第23条および本項は引き続き有効とする。

第19条（解除）

- 1 対象校またはNEDのいずれかの当事者が本契約に違反した場合には、相手方当事者は、相当の期間を定めて催告の上、当該期間内に是正がないときには、本契約を解除することができる。
- 2 対象校またはNEDのいずれかの当事者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方当事者は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - ①支払停止状態となったとき、または手形交換所による取引停止処分を受けたとき
 - ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあったとき
 - ③差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納により保全差押を受けたとき（ただし第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く）
 - ④監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
 - ⑤会社の住所の日本国外への移転、合併、会社分割、事業譲渡または組織再編その他会社の組織ないし事業の再編（事業の廃止や会社の解散を含む）および株主の重要な変更があったとき
 - ⑥財産状態が著しく悪化し、本規約の履行が困難であると客観的に認められるとき
 - ⑦公序良俗に反する行為その他により当事者またはNEDの関連団体の名誉を傷つけもしくは信用を損なうと認められるとき
 - ⑧本契約を継続する事ができない重大な背信行為があったとき
- 3 対象校またはNEDのいずれかが、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方当事者は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - ①役員もしくは従業員（業務委託先その他の業務に従事する者を含む）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき。

- ②役員もしくは従業員（業務委託先その他の業務に従事する者を含む）が、自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき。
- 4 対象校またはNEDは、相手方当事者が第3項に該当するおそれがあると認めるときは相手方当事者に対し当該事項に関する報告を求めることができ、相手方当事者は、この求めを受けたときは相手方の指定した期日までに報告書を提出しなければならない。この場合、対象校またはNEDは第3項に該当するおそれがない旨合理的に判断できるまでの相当期間、この契約上の義務の履行を停止できるものとする。
- 5 本条の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第20条（契約終了時の措置）

対象校は、本契約が期間満了または解除により終了した場合には、自らまたは本ユーザーをして、直ちに本素材の一切の利用を中止し、NEDから提供された資料、本教材その他本素材を含む資料およびデータ（本教材その他本素材の複製物を含むが、これに限られない）を、廃棄もしくは消去しなければならない。

第21条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とする。

第22条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議事項）

- 1 本契約の履行に当たり疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合、NEDおよび対象校は協議の上、誠意をもって解決する。
- 2 前項の協議による取り決めまたは本契約の内容の修正もしくは変更については書面によって明確にすることとし、書面によらないものはこれを無効とする。

以上

2016年4月1日発行